

## 産業厚生常任委員長報告

審査日	令和 元年 6月10日～6月11日
出席委員	中村美穂 竹中 悟 松林 敏 安部 都 岩永政則 堤 理志 吉岡清彦
説明員	関係所管課管理職 その他関係職員

### 議案第29号 長与町森林環境譲与税基金条例

#### 【提案理由の概要】

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策等に要する経費の財源を適切に管理するため、条例を制定するもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

質疑 町の森林の面積はどれくらいか。

答弁 今回の法律施行の対象になる私有林人工林の面積は、242.13ヘクタールである。

質疑 国の森林環境税の説明の中には基金という言葉は出てこないが、市町村が事業をするための基金の条例なのか。

答弁 基金を創設して一度積み立てを行い、国の法律で明確化されている間伐、人材育成担い手確保木材利用促進、普及啓発等に使用するためである。

質疑 今後の計画、何か想定している事はあるのか。

答弁 私有林人工林の中で森林組合等が森林経営計画を立てて各個人と委託契約している面積もあるが、それ以外を15年で担い手、意向調査を行う。今年度は一か所モデル地区として計画している。

質疑 今年度の森林環境譲与税は188万円、その後数百万円毎年予定されているが、基金の活用はいつ始めるのか。

答弁 今年度の意向調査の費用は発生しないが、意向調査を受けて、間伐などの費用が発生するときに使うようになる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

## 議案第30号 長与町印鑑条例の一部を改正する条例

### 【提案理由の概要】

コンビニ交付サービスの運用開始に伴い、多機能端末機により印鑑登録証明書を発行することができる旨を規定するとともに、自動交付機によるサービスの運用廃止について、所要の改正を行うもの。

附則では、令和2年1月15日から施行する。経過措置としてこの条例施行前に交付された印鑑登録証はこの条例による改正後の印鑑登録証とみなす。

以上の説明があった。

### 【主な質疑】

質疑 コンビニ交付サービスにはマイナンバーカードが必要であるが、マイナンバーカードの安全性について、紛失した場合、再発行はどうなるのか。

答弁 本人が地方公共団体情報システム機構か役場に電話をして停止の処理をしてから、役場窓口にて本人確認、写真撮影等再発行手続きをしてもらう。

質疑 マイナンバーカードの取得率はどれくらいか。

答弁 本町は交付件数が4679件、11.3%、県の平均では11.9%である。

質疑 コンビニ交付は全国のコンビニで利用できるのか。

答弁 地方公共団体システム機構に参加している事業者で、全国で発行可能店舗数が54000件となっている。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

## 議案第31号 長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

### 【提案理由の概要】

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る保証人、利率及び償還方法を改めるほか、規定の整備を行うもの。

附則では、交付の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 災害援護資金の貸付け利率を年1.5%に設定した理由は何か。

答弁 東日本大震災の時に、国が特別措置法を定めた内容と、県内の他の自治体の状況を調査して保証人を立てる場合は無利子、立てられない場合を年1.5%とした。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第32号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、連携施設及び食事の提供に関する要件の規制緩和を行うもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 町内で適用になる施設があるのかと、今後何か予定があるのか。

答弁 町内では施設が無く、現在のところ申請をされる動きはない。しばらくは認可保育所だけで推移していくものとする。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

議案第49号 長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例

議案第51号 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第52号 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 長与町都市公園条例の一部を改正する条例

議案第54号 長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第55号 長与町水道給水条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

消費税法の改正に伴う8%から10%消費税増税分、2%を使用料等に追加し改正するもの。

附則では、消費税法の一部を改正する法律の施行日から施行する。

以上の説明があった。

議案第49号

【主な質疑】

質疑 時津町は今回この条例を出していないようだが、近隣との連携はないのか。

答弁 粗大ごみの個別回収については、長与町独自で実施している事業であるためである。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第50号

【主な質疑】

質疑 今回の改正で増額分はいくらになるのか。

答弁 一般公共海岸の占用料はここ数年とっていないため、対象となる金額はない。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第51号

【主な質疑】

質疑 道路占用料は電力会社等の他に広告塔もあるのか、また金額としてどの位になるのか。

答弁 広告塔収入はない。電柱、電線等には消費税はかかっていない。道路に張り出して足場を組む場合は、一か月未満消費税がかかるが、2%相当分になると何十円かになると思われる。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

## 議案第52号

### 【主な質疑】

質疑 2%増収分はいくらになるのか。

答弁 33600円の増収となる。

質疑 消費税は家賃にはかからず、駐車場はかかるのか。

答弁 消費税法で住宅の貸し借りにはかからない。駐車場も住宅に付随するものはかからないが、一枠ずつ別のところにある場合はかかる。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

## 議案第53号

### 【主な質疑】

質疑 売店は常設のものか、イベントの際の出店は無料なのか。

答弁 売店は常設のもので、イベントの際の出店は行商、募金その他の類するものの表に掲載した金額となる。

質疑 使用料の改正を見送ることは出来なかったのか。

答弁 国から適切に転嫁するよう通達が来ているため、改正となった。

質疑 施設使用料と電灯使用料を合算した形で徴収すると減免対象になるのではないか。

答弁 他の施設使用料と平等にするため、合算はできない。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

## 議案第54号

### 【主な質疑】

質疑 2%増収分はいくらになるのか。

答弁 前年度を考えると180円となる。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

## 議案第55号

### 【主な質疑】

質疑 申請手数料と更新手数料には消費税はかからないのか。

答弁 手数料については、消費税はかからないと法律で規定されている。

質疑 更新手数料はなぜ創設されたのか。5000円の積算根拠は何か。

答弁 改正水道法により、更新に係る新たな制度で5年毎の更新、積算根拠は水道課職員の給与と職員数、事務にかかる時間を計算し、5000円程度の算定になったことと、県内の水道事業者を参考に決定した。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。